

(案)

愛媛県男女共同参画センター多目的ホール照明 LED 化改修業務契約書

公益財団法人えひめ女性財団（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 甲は、愛媛県男女共同参画センター多目的ホール照明の LED 化改修業務（以下「本業務」という。）を別添「愛媛県男女共同参画センター多目的ホール照明 LED 化改修業務仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（施工期間）

第3条 本業務の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（契約料）

第4条 本業務の契約料は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は 円とする。

【契約金免除の場合】

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

※第15条第3項の後段を削除

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して本業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（再実施）

第9条 甲は、前条の調査等により、施工内容が不十分と認められる場合は、

改めて業務を命ずることができる。

(報告及び確認)

第10条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく甲に完了報告書を提出するものとする。

2 甲は、前項の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に完了検査の確認を行うものとする。

(契約料の支払)

第11条 乙は、甲による本業務完了の確認を受けた後、契約料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約料を乙に支払うものとする。

(費用負担)

第12条 施工にあたり必要な機械器具及び材料に係る費用は、乙の負担とする。

(サービス)

第13条 この契約により乙の作業員が甲の建物において行う業務上の行為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(業務内容の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における施工期間又は契約料は、甲乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき

(2) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき

- 3 前項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

（秘密の保持）

第17条 乙は、本業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約の費用）

第18条 この契約の履行に要する費用は、乙の負担とする。

（契約料の変更）

第19条 施工期間において、経済変動その他の状況により第4条に定める契約料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（法令等の遵守）

第20条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

（協議事項）

第21条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとし、同規則及び同法に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 愛媛県松山市山越町450番地
公益財団法人えひめ女性財団
理事長 越智 や よ い

乙